

# 岸和田市こども計画策定業務委託仕様書

## 1. 業務名

岸和田市こども計画策定業務委託

## 2. 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和10年3月31日までとする。

## 3. 業務の目的

岸和田市は、令和5年4月1日付こども基本法が施行されたことに伴い、子ども・子育て支援法第61条に基づく「第3期岸和田市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第3期計画」という。）、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「市町村計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に基づく「市町村計画」を一体とした「岸和田市こども計画」を策定する。本業務は、ニーズ調査、現状と課題の整理、必要となる資料の作成、事業量の推計、目標量の設定、岸和田市子ども・若者会議等の運営支援などを実施し、計画策定を支援するとともに、岸和田市こども計画書を作成することを目的とする。

## 4. 計画策定の留意点

岸和田市こども計画は、第3期計画の中間見直しの内容に加え、新たに下記の(2)から(4)の計画を包含して策定するものである。また、計画の作成に当たっては、国が定める「こども大綱」や「大阪府子ども計画」を勘案するとともに、国、府及び近隣自治体の子ども・子育て支援の動向、関係法令等の制定・改廃、市の関連計画の動向等にも十分留意すること。

- (1) 第3期岸和田市子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条に規定）
- (2) 市町村における子どもの貧困対策推進計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定）
- (3) 市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定）
- (4) 市町村におけるひとり親家庭等自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定）

## 5. 業務の概要

### 【令和8年度】

- (1) ニーズ調査
- (2) 現状の分析と課題の整理
- (3) 岸和田市こども・若者会議の支援

### 【令和9年度】

- (1) 第3期岸和田市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し事業の需要等の推計の作成
- (2) こどもや若者の意見の反映に係る措置の提案と実施

- (3) 計画骨子案及び素案の作成
- (4) パブリックコメントの実施支援
- (5) 岸和田市こども・若者会議の支援
- (6) 本計画書及び概要版の作成
- (7) 事業実施に係る情報提供及び条例等の整備への支援

## 6. 業務の内容

### 【令和8年度】

#### (1) ニーズ調査

国の「こども大綱」等や地域の特性、住民のニーズや生活実態や要望等を踏まえたアンケート調査を行い、調査の集計・分析結果等を取りまとめる。

##### ① 回答方法

郵送及びWebの2種類あり、対象者がどちらかを選択することとし、同一の調査対象者による郵送及びWEBでの重複回答を防止するための対策を講じること。

また、Webの回答フォームは受託者が作成すること。

※Webフォームについて

Webフォームは、パソコン、スマートフォン、タブレットから回答ができるように設計し、ユニバーサルデザインに配慮したレイアウト等で作成すること。作成にあたっては、市と十分協議のうえ、市が指示・指摘した事項は都度反映すること。

また、調査対象者が回答ページへアクセスしやすくするため、URLを二次元コード化し、案内文に掲載すること。

##### ② 設問設計、調査票案の作成

受託者は、国の基本方針やモデル調査票案をもとに岸和田市（以下「本市」という。）独自の設問も含めた調査票案を（ア）～（オ）それぞれ作成し、本市と協議して決定する。

##### ③ 調査対象者及び調査数

	調査対象者	件数	備考	対象計画
ア	保護者	3,000	イ、ウの保護者	こどもの貧困対策
イ	児童（小学5年生）	1,500		こどもの貧困対策
ウ	児童（中学2年生）	1,500		こどもの貧困対策
エ	一般市民	3,000	16歳から30歳	こども・若者
オ	児童扶養手当受給者	1,000		ひとり親家庭等

##### ④ 封筒の印刷

i) 送付用角2封筒 10,000部程度

ii) 返信用封筒は、長3カラー糊付き封筒で料金受取人払いとし、承認番号は市へ問い合わせること。また、宛先は本市とすること。封筒の色については、（ア）から（オ）それぞれ異なる単色のものとする。

##### ⑤ 調査票封入、封緘及び宛名ラベル貼り

なお、調査対象者の抽出は本市が行い、宛名ラベルは本市が調達した用紙に印字して提供

する。

⑥ 配付・回収方法

郵送配布・郵送回収することとする。調査票及び発送用封筒、返信用封筒の印刷、発送用封筒への封入・封緘、宛名ラベルの貼り付けは受託者が行い、発送及び回収は本市が行う（発送・回収にかかる郵送料は本市が負担する）。回収率は60%程度を想定している。本市が回収した調査票は数回に分けて受託者に引き渡すが、1週間につき1回程度とし、引き渡しに要する費用は受託者が負担する。

⑦ 調査票の督促

- i) 締め切りまでの期間に、督促状兼お礼状（はがき）の作成・発送すること。
- ii) 発送にかかる郵送料は本市が負担する。

⑧ 調査期間

令和8年12月の1カ月間（予定）

⑨ 報告とりまとめの期限

令和9年3月末日

⑩ その他

受託者は、この仕様書に基づき、常に本市と連絡を取りその指示に従うこと。この仕様にて定めのない疑義が生じた場合、本市と業務の受託者は速やかに協議して定めることとする。

(2) 現状の分析と課題の整理

ニーズ調査の結果、こども計画に関する現状を分析し、その内容に基づき本市の課題を抽出する。

- ① データ入力、データ収集、単純集計、地域別・属性別集計
- ② クロス集計、分析、自由記述のまとめ
- ③ 調査結果に基づくこども計画に関連する施策等の現状と課題の分析

(3) 岸和田市こども・若者会議の支援

岸和田市こども・若者会議（令和8年度内に2回開催予定）の開催にあたり、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席する。会議録については、2週間以内に作成のうえ本市へ提出すること。

【令和9年度】

(1) 第3期岸和田市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し事業の需要等の推計の作成

第3期計画時に比べて、児童推計や教育・保育の量、地域子ども・子育て支援事業の量が乖離している場合は、本市と調整のうえ中間見直し計画（案）を作成し、本計画へ盛り込むこととする。

(2) こどもや若者の意見の反映に係る措置の提案と実施

こども基本法第3条第3号及び第4号では、年齢や発達の程度に応じた、こどもの意見表明機会の確保、こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、同法第11条では、地方公共団体は、こども施策の策定等に当たり、こどもの意見の反映に係る措置を講ずるものとされている。本市の現状等を踏まえ、こどもや若者の意見を広く聴取するための手

- 法を企画し、運営・実施する。
- (3) 計画骨子案及び素案の作成  
計画の構成、施策体系等の検討を行い、各種事業の目標量や事業計画の方向性、こどもの意見等を反映した計画案を作成する。
- (4) パブリックコメントの実施支援  
こども計画案に関して本市が実施する住民向けパブリックコメントについて、意見に対する対応策の助言等の支援を行う。
- (5) 岸和田市こども・若者会議の支援  
岸和田市こども・若者会議（令和9年度内に5回開催予定）の開催にあたり、資料作成、必要な助言、会議運営支援を行う。当日は担当者が適宜オブザーバーとして出席する。会議録については、2週間以内に作成のうえ本市へ提出すること。
- (6) 本計画書及び概要版の作成  
確定したこども計画については、計画書の本体及び概要版を作成する。計画書及び概要版はWord版を作成したうえで、「7. 成果品の納品」に掲げる仕様で印刷・製本する。
- (7) 事業実施に係る情報提供及び条例等の整備への支援  
こども計画に関連する事業を実施していくために必要となる、情報提供（国、他市町村の情報等の収集等）や条例等の整備について、国の動向を把握し、法令改廃情報や法令に関するトピックス、モデル案等の提示、法制執務上のアドバイス、スケジュールの提案、内容精査などの支援を行う。

## 7. 成果品の納品

### 【令和8年度】

- (1) 下記書類及びPDFデータを作成し、成果品としてこども政策課へ納品する。
- ① ニーズ調査結果報告書：A4版200頁程度、表紙・本文1色50部
  - ② ニーズ調査結果報告書PDFデータ一式
- (2) 成果品に対しての著作権及び所有権は本市に帰属する。

### 【令和9年度】

- (1) 下記書類及びPDFデータを作成し、成果品としてこども政策課へ納品する。
- ① 計画書製本  
A4版・1色刷り・120頁程度・100部
  - ② 計画書概要版  
A4版・カラー刷り・8頁・500部
  - ③ 計画書概要版（こども版）  
A4版・カラー刷り・8頁・500部
  - ④ 上記①から③のPDFデータ一式
- (2) 成果品に関しての著作権及び所有権は本市に帰属する。

## 8. スケジュール

スケジュールの予定は次のとおりであるが、場合より変更する可能性もある。

### 【令和8年度】

8月中	調査票項目協議
9月中	調査票内容確定
11月初旬～中旬	調査票・封筒印刷、封入、配布準備
12月初旬～下旬	調査票を配布及び回収
1月	アンケート集計
2月～3月初旬	調査結果集計分析の報告
3月末	アンケート結果報告書納品

※こども・若者会議は、10月、3月開催予定。

### 【令和9年度】

4月～7月	計画書（案）作成
5月～7月	第3期計画中間見直し（案）作成
5月～7月	個別意見聴取
9月～10月	パブリックコメント（案）作成
12月中	パブリックコメント実施
1月～2月	パブリックコメント答申（案）作成
3月上旬～下旬	計画書作成、印刷
3月末	成果品を納品

※こども・若者会議は、5月、8月、10月、1月、3月開催予定。

## 9. 協議打合せ

(1) 本市との連絡調整については、綿密に行うことし、窓口担当者を選定すること。

(2) 本業務の支援について、本市の作業に支障をきたすことのないよう、人員体制等万全の業務実施体制を整えること。

## 10. 業務を通じて取得した情報の取り扱い

受託者は、委託業務を完了した際は、本市から提供した本委託業務に係る資料及び情報を速やかに本市に返還し、データ等消去した場合は、速やかに本市へ報告しなければならない。

## 11. 再委託の禁止

再委託は原則認めない。但し、再委託をしようとする場合はあらかじめ本市に書面により承諾を得ることとし、その書面に「再委託の業務内容」「再委託先の名称、住所及び従事責任者氏名」「個人情報の取り扱いの有無」を記載し、個人情報の取り扱いを伴う業務の場合は「再委託先がプライバシーマーク等の認証を取得している旨」を記載するとともに当該再委託先が認証を取得していることが確認できる書類の写しを添付すること。

## 12. その他

(1) 受託者は、業務の実施に当たり、関係法令及び条例を遵守すること。

本委託業務については、個人情報を取り扱うため、プライバシーマーク等の認証を取得していることを必須とし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、岸和田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第26号）を遵守するほか、業務の実施にあたっては、最新の注意を払うこと。特に、委託業務処理に際して知り得た事項については、他に漏らすことのないよう秘密保持を遵守すること。業務終了後も同様とする。

(2) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。